

平成25年 第7回沼田町議会臨時会 会議録

平成25年10月17日(木)

午前 11時00分 開会

1. 出席議員

議長	9番	杉本邦雄	議員	1番	津川均	議員
	2番	上野敏夫	議員	3番	高田勲	議員
	4番	久保元宏	議員	5番	長原誠	議員
	6番	鶴野範之	議員	7番	絵内勝己	議員
	8番	中村保夫	議員	10番	渡辺敏昭	議員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名
町長 金平嘉則君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	神憲彦	君	総務課長	辻広治	君
政策推進室長	横山茂	君	財政課長	辻山典哉	君
農業振興課長	栗中一弘	君	商工観光課長	菅原秀史	君
住民生活課長	谷口勲	君	建設課長	中野栄治	君
保健福祉課長	吉田憲司	君	旭寿園園長	三浦剛	君
和風園園長	橋英則	君			

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長	生沼篤司	君	次長	篠原毅	君
-----	------	---	----	-----	---

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長	浅野信行	君	書記	吉田正晴	君
------	------	---	----	------	---

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号) (件 名)

会議録署名議員の指名

会期の決定

議案第77号 損害賠償の額の決定及び和解について

議案第78号 平成25年度沼田町一般会計補正予算について

(開 会 宣 言)

○議長（杉本邦雄議長）只今の出席議員数は10人です。定足数に達していますので、本日を以って召集されました平成25年第7回沼田町議会臨時会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

(会議録署名議員の指名)

○議長（杉本邦雄議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番、絵内議員、8番、中村議員を指名致します。

(会期の決定)

○議長（杉本邦雄議長）日程第2、会期の決定についてを議題と致します。お諮り致します。本臨時会の会期は本日1日間に致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決しました。

(一 般 議 案)

○議長（杉本邦雄議長）日程第3。議案第77号。損害賠償の額の決定及び和解についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（辻広治総務課長）議案第77号。損害賠償の額の決定及び和解について。風害事故による損害を下記のとおり賠償し、これに伴う和解をすることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議決を求める。

記、1損害賠償の額、46,393円。2相手方、～～～～。3事故の概要、平成25年9月17日午後1時30分頃、沼田厚生病院前駐車場において、町が設置した看板の支柱が強風によって抜け、駐車していた自動車の車体に支柱が当たり、車体の一部を損壊した。4、和解条項、相手方は、町に対し、上記金額の支払以外は、いかなる損害賠償も請求しない。平成25年10月17日提出。沼田町長名でございます。

この、事故の概要については今説明したとおりでございますが、この支払の金額につきましては、町が加入しております全国町村会総合賠償保険の対象となりました

て、全額その保険会社から補填をされるものでございます。

以上提案をさせていただきます。宜しくご審議の程お願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結いたします。本案について採決致します。お諮り致します。議案第77号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第5。議案第78号。平成25年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉財政課長）議案第78号。平成25年度沼田町一般会計補正予算について。平成25年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成25年10月17日提出、町長名であります。

別冊の一般会計補正予算第5号1頁お開き願います。

平成25年度沼田町一般会計補正予算第5号。平成25年度、沼田町の一般会計の補正予算第5号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、95万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、52億1,919万6千円と定める。2項省略を致します。平成25年10月17日提出、町長名であります。

6頁をお開き願いたいと思います。まず歳出であります、中段以降であります。2款総務費、1総務管理費、1目一般管理費でありまして、4万7千円の補正であります。議案第77号にて議決をいただいております事案に係る損害賠償金でございます。なお、財源につきましては先程議案の方でお話のありましたとおり、町が加入致しております、総合賠償補償保険、この保険金を100%充当致しているものでございます。

次に、4款衛生費、2項清掃費の2目の塵芥処理費であります。91万円の手数料の増ということで、役務費の補正であります。9月20日発生の火災被害に係ります廃棄物処理料であります、沼田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例、第2

3条の規定によりまして、減免申請がありましたのでこれを災害ごみとして町の負担としたものであります。想定ごみ量70トン。トンあたり1万3千円。91万円の手数料でございます。なお、これが財源につきましては地方交付税を充当したものでございます。

以上補正第5号の提案理由とさせていただきます。ご審議の程、宜しくお願いを致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第78号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

（閉 会 宣 言）

○議長（杉本邦雄議長）以上で本臨時会に付議された案件は全て終了致しました。これにて平成25年第7回沼田町議会臨時会を閉会致します。どうもご苦勞様でした。

11時07分 閉会